

給料と期末手当等の記録について

(問 23) 私の給料(昭和 56 年 4 月～平成 21 年 3 月)と期末手当等(平成 15 年 4 月～平成 21 年 3 月)の記録」の記録を見たのですが、私が持っている給料の明細と異なっています。どうしてですか。

(答) 給料明細と異なる理由はいくつかございます。

1 給料のベースアップが遡及している場合

給料の等級号給が変わっていないのに、4月以後の額が給料明細と相違する場合は、給料改定の条例が12月に成立し、4月に遡及して給料改定されたケースが考えられます。共済組合は給料改定後の額で掛金を徴収していますが、4月以後は改定後の給料で管理していることから、当該額が印字されています。

2 月の中で給料が変わっている場合

月の中で復職等をした場合は、月の中で昇給発令することがあります、この場合、共済組合の掛金は、月の初日の発令給料で徴収することとなりますので、昇給前の低い給料が印字されています。

(問 24) 「給料(昭和 56 年 4 月～昭和 21 年 3 月)と期末手当等(平成 15 年 4 月～平成 21 年 3 月)の記録」の記録を見ましたが、過去の給料を覚えていません。どうすればよいのですか。

(答) 今回お知らせした給料と期末手当等については、道府県が管理している情報を基に作成しており、誤りはないものと考えておりますが、特に疑義があれば、「公務員共済年金のお知らせ」の1ページの「公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル」に連絡してください。